

岐阜県公報

号外(二) 令和四年六月一日

目次

規則

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則

(教育財務課) 一

告示

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(出納管理課) 二

規則

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則(昭和四十六年岐阜県規則第五百号)

の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「証明書」の下に「又は個人番号カードの写し等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。)」を加える。

別記第一号様式表面中

「
申請者住所
氏名
を削る。」

「
職業
生徒との関係
」

別記第二号様式表面中

「
申請者住所
氏名
を削る。」

「
職業
生徒との関係
」

岐阜県三輪製パン
「2 保護者

現住所

氏名 年月日生

3 自動車事故にあつた者

当時の住所 年月日生

氏名 年月日生

生徒の続柄

4 家庭の状況

「2 自動車事故にあつた者

当時の住所

氏名 年月日生

生徒の続柄

3 家庭の状況

改め。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二二二二号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二二六十八号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

「一般社団法人岐阜県自家用自動車協会」を
「一般社団法人岐阜県自家用自動車
協会」に改め。

令和四年六月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社